

令和7年度

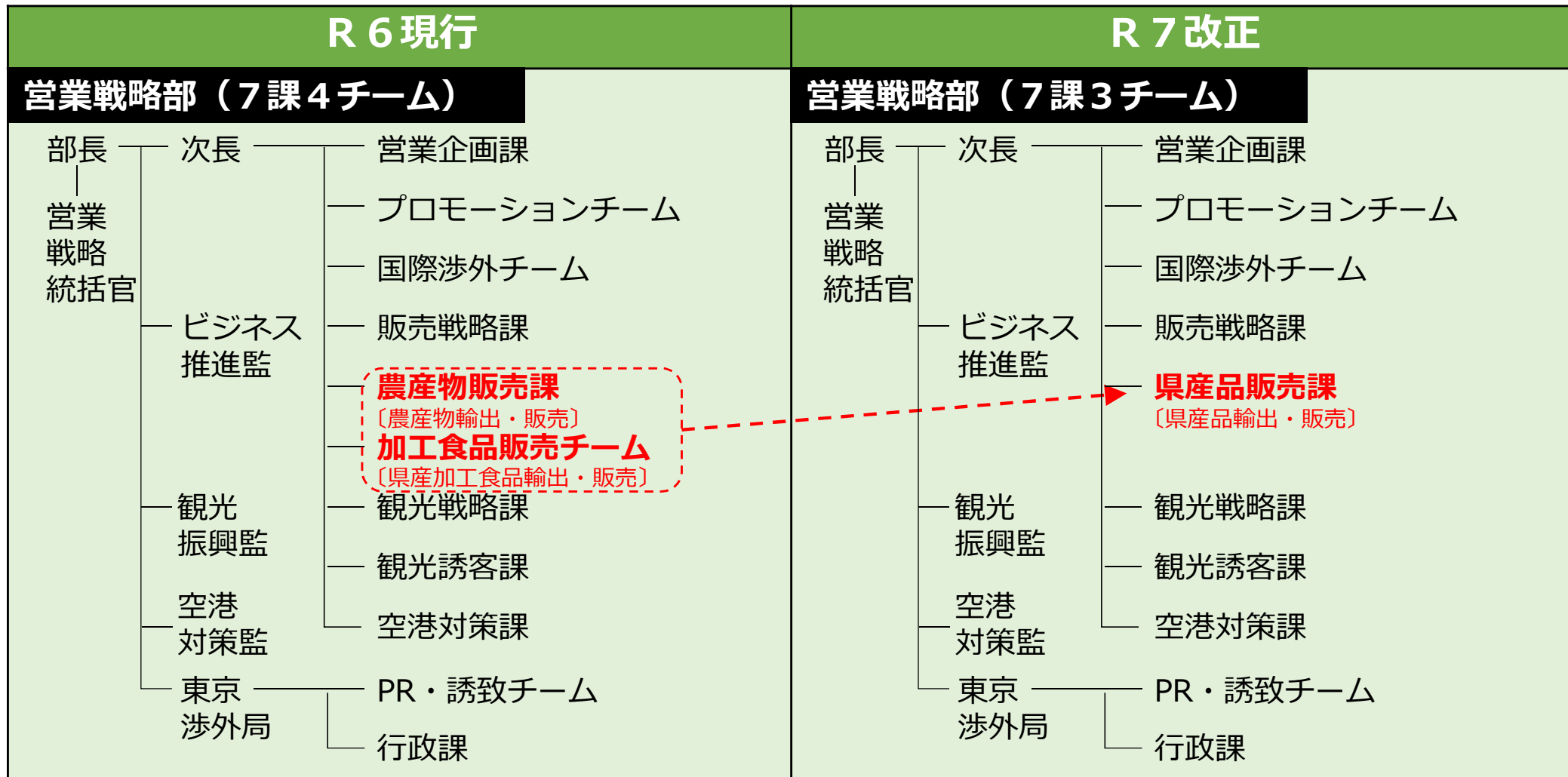
組織改正について

R7. 2. 19

茨 城 県

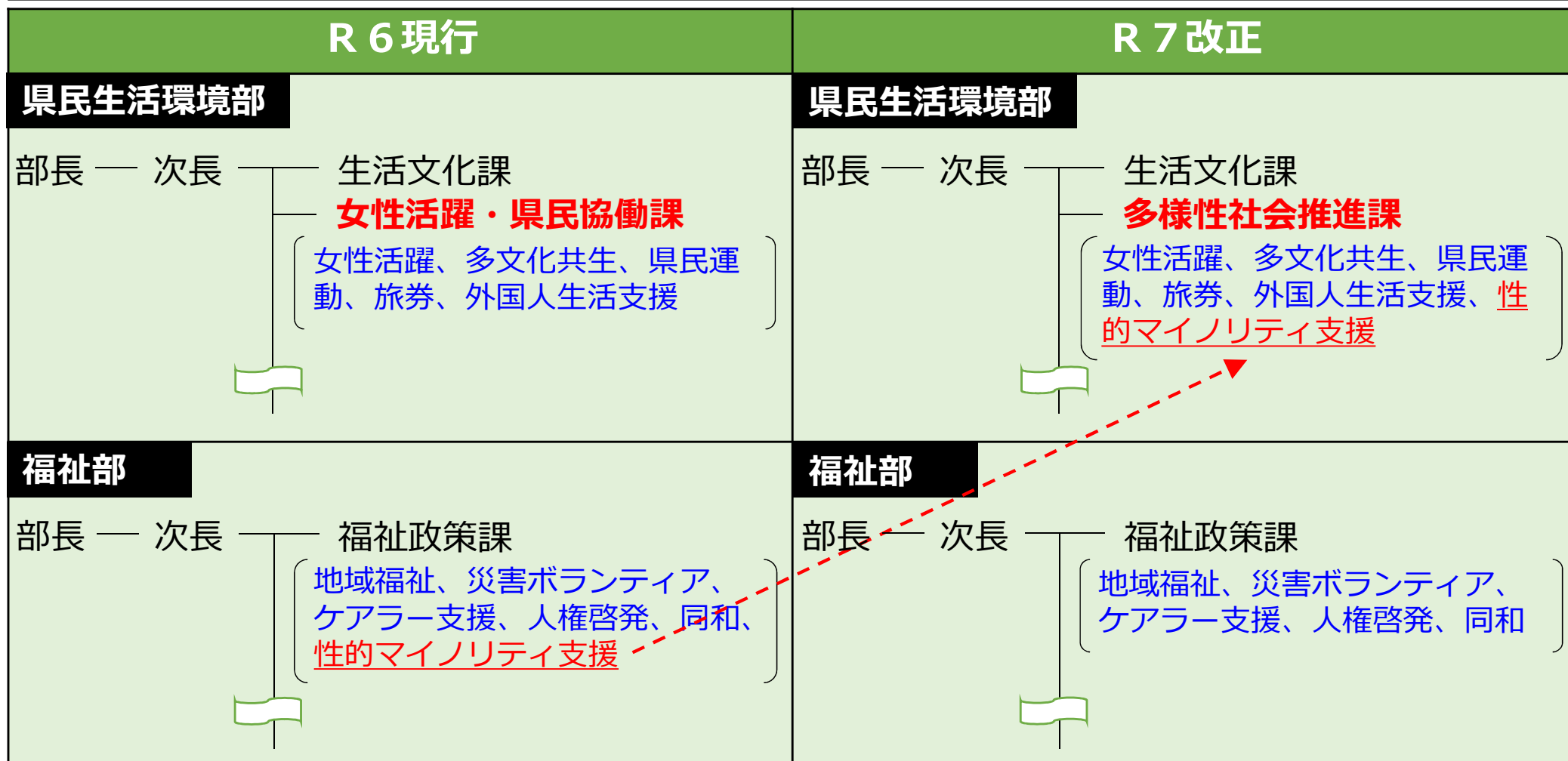
I 県産品輸出促進体制の強化

- 県産農林水産物や加工食品の海外販路の拡大に一体的に取り組み、県産品の輸出を更に加速させるため、営業戦略部の「農産物販売課」と「加工食品販売チーム」を統合し、「県産品販売課」に再編。



Ⅱ ダイバーシティ推進体制の強化

- 性別や国籍などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、多様性が受容される社会の形成を進めるため、県民生活環境部女性活躍・県民協働課を、「多様性社会推進課」に改組。
- 上記取組みを推進するため、パートナーシップ宣誓制度等の性的マイノリティ支援業務を福祉部から同課に移管。



Ⅲ スポーツ振興の取組加速

- ・ スポーツ推進にあたり、サイクリングルートの利用促進やプロスポーツクラブとの連携に加え、他の地域資源を活用した地域振興につなげるため、県民生活環境部「スポーツ推進課」を地域振興を所管する政策企画部に移管。

Ⅳ 児童・生徒支援体制の強化

- ・ 児童や生徒の支援体制を強化するため、いじめ事案等の増加に対し学校種を問わず対応する教育庁学校教育部「生徒支援・いじめ対策推進室」を設置。

Ⅴ 外国人労働者の適正雇用推進

- ・ 雇用主への意識啓発や巡回に取り組み、不法就労を防止し、適正雇用を推進するため、産業戦略部労働政策課内に「外国人適正雇用推進室」を設置。

Ⅵ 農業における気候変動への適応体制の強化

- ・ 有機農業等の環境にやさしい農業や高温・豪雨等の気候変動に伴う変化に適応した農業への転換を推進するため、農林水産部農業技術課内に「有機農業・気候変動対策推進室」を設置。

Ⅶ 水道広域化推進体制の強化

- ・ 水道事業の広域化に係る経営統合に参画する意向の市町村等と、早期の統合に向けて組織体制や財政運営・施設の整備等の検討・調整を行うため、企業局内に「統合推進監（次長級）」を設置。 ※水道広域化推進を担当する政策企画部水政対策監併任

(参考) 知事部局の構成

R 6 現行		R 7 改正	
知事部局〔11部1局90課・チーム〕		知事部局〔11部1局89課・チーム(▲1)〕	
知事 副知事	<ul style="list-style-type: none"> — 総務部 (10課) — 政策企画部 (8課) — 県民生活環境部 (7課) — 防災・危機管理部 (3課) — 保健医療部 (7課) — 福祉部 (7課) — 営業戦略部 (7課4チーム) — 立地推進部 (3課3チーム) — 産業戦略部 (6課) — 農林水産部 (11課) — 土木部 (13課) 	知事 副知事	<ul style="list-style-type: none"> — 総務部 (10課) — 政策企画部 (9課) — 県民生活環境部 (6課) — 防災・危機管理部 (3課) — 保健医療部 (7課) — 福祉部 (7課) — 営業戦略部 (7課3チーム) — 立地推進部 (3課3チーム) — 産業戦略部 (6課) — 農林水産部 (11課) — 土木部 (13課)
会計 管理者	<ul style="list-style-type: none"> — 会計事務局 (1課) 	会計 管理者	<ul style="list-style-type: none"> — 会計事務局 (1課)